

# 村上市議会における議員定数と報酬のあり方について

( 答 申 )

平成 3 1 年 2 月

村上市議会における議員定数と報酬のあり方についての調査会

## 目 次

はじめに	1
1 検討方法と検討経過概要	2
第1回 議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要	3
第2回 議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要	4
第3回 議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要	5
2 村上市議会におけるあるべき議員定数の考え方	6
【第2回調査会から】	6
【これまでの意見集約】	8
【大きな定数削減のリスク】	9
【委員会構成からみた定数の根拠】	10
【第3回調査会（最終）から】	11
【26名でなく20名。26名は多過ぎるという点について】	11
【定数の意見集約1】	14
【定数の意見集約2】	15
【定数の意見集約3】	16
【定数の意見集約4】	17
【定数の意見集約5：結論】	18
3 村上市議会の議員定数のあり方について	19
4 村上市議会におけるあるべき議員報酬の考え方	20
【第2回調査会から】	20
【議員の兼業制を前提条件とすること】	22
【報酬を上げて人材を確保すること】	22
【行財政改革から】	22
【議会・議員の必要性から】	22
【これまでの意見集約】	23
【第3回調査会（最終）から】	24
【報酬の意見集約1】	26
【報酬の意見集約2：結論】	27
5 村上市議会の議員報酬のあり方について	28
6 答申の提出にあたっての附帯意見	28
7 答申書提出にあたり	29
資料編	30

はじめに

市町村議会の議員定数は、平成 23 年 8 月の地方自治法の一部改正により、人口に応じた一定の基準、いわゆる法定上限数が撤廃されたことにより、市町村議会がその置かれている地域の状況等に応じ、議会の裁量により自ら条例で議員定数を定めることができるようになった。しかしこのことは、各市町村が議員定数を定めるにあたって、何を根拠に定数を定めるかがより重要となってくる。また、議員報酬についても、全国的には議員のなり手不足が問題となりつつある現状ではあるが、やはり、自律的な決定には根拠が必要であることは同じである。

そこで、本調査会は、村上市議会議会改革調査研究特別委員会の審議のため、議会より、今後の「村上市議会」を継続させていくため、また、若年齢層の議員選挙立候補を促進させるためには、議員定数・議員報酬はどのようにあるべきかについて検討を行うべく、それぞれ 5 名が、知見の活用として調査を依頼されたものである。

議会改革調査研究特別委員会の審議の中では、全議員に対する定数と報酬についてのアンケート調査を行いながら検討を進めてきたが、やはり、このことについては議員自らが検討を行いながらも、なお、専門的知見を持つ方々からご意見をいただきたい、なおかつ、その方々の中には市外の方も入っていただくべきであるとの考え方から、今回、村上市議会における議員定数と報酬のあり方につき、我々 5 名で調査を行なったが、最後に調査結果としての意見を答申という形で提出する、全員が集まった調査会形式での検討を行いひとつの結果を示すこととして、慎重に議論を進めてきたものである。

本答申は、その結果をまとめたものである。

## 1 検討方法と検討経過概要

本調査は、村上市議会に設置された村上市議会議会改革調査研究特別委員会における検討の重要課題として、議員定数・報酬については、専門的知見を活用することとして我々にそれぞれ調査が依頼されたものであるが、調査結果としての意見を答申という形で提出するため全員が集まった調査会形式で、議会事務局長出席のもとの検討を行うこととした。

以下に、その検討の経過として各会議概要を記載する。

本調査会は、平成30年10月18日の第1回から、11月8日の第2回、そして11月29日の第3回まで計3回、村上市議会の第1委員会室において開催された。

初めに第1回では、以下の会議概要に記載のとおり、知見の活用として調査を依頼された我々5名が集まって、調査会の形式で調査を行うこととし、座長を選んで会議形式で進めていった。特に第1回では、予定として3回の調査会でもって議論を収れんさせ、最後には答申という形の結果を残すため、まずは、議員の定数報酬について、各自からフリーディスカッションのかたちでご意見をいただくことから始めた。

次いで、第2回では各自から、定数と報酬について結論からお示しいただき、同時にその理由について述べていただいたのち、異なる意見についてご議論をいただいた。その過程の中で、第1回で調査会の方向性として示させていただいた通り、調査会として諮問された内容について何らかの方向性、意見を示した。その中で、我々は独自の工夫として、例えば、市議会議員像であるとか、議会はどのような仕事をしているのかももう少しわかりやすく市民に示していただきたいとか、あるいは、市議会はどのようなことをしているというその活動を分かってもらうために、もっとPR活動をしてほしいなどという要望を、もし、全員が一致した要望であればそれを答申の付帯意見として上げた。さらに、全員一致したものでない件については、各自の意見として氏名の記載とともにこれも掲載することとした。

そして、議論を詰めていくと同時に、第3回ではなるべく全会一致に近い方向で答申を提出し、その中で、「はっきりとした数字」でメッセージ性を込めて示すということの了承をいただいたものである。

そこで、最後の第3回では、再度、各自の意見を述べていただき、調査会として全員一致で具体的な定数及び報酬について答申を出すことに向けて、議論を開始した。

それぞれの会議の概要は以下に掲載のとおりである。また、その後に、定数と報酬についての検討の考え方として議論の内容、論点などを記載し、最後に、村上市議会としての定数と報酬のあり方を示しているものであり、今後に向けてのメッセージということで、付帯意見をつけさせて頂いている。

各会議概要は以下のとおり。

## 第1回 議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要

1 日 時 平成30年10月18日(木)午後2時00分～午後3時34分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

### 3 協議事項

(1) 調査方法等について

(2) 定数の調査について

(3) 報酬の調査について

(4) その他

4 出席者(5名) 山田剛志君 海田俊一君  
川村卯一君 鈴木信嘉君  
鈴木信之君

### 5 村上市議会

議会改革調査研究特別委員長 平山 耕君

副委員長 渡辺 昌君

議長 三田敏秋君

### 6 議会事務局職員

局長 小林政一 次長 大西恵子

### 7 調査会結果等

(1) 調査は調査会方式で行う。

(2) 調査会に座長を置く。(山田 剛志座長)

(3) 調査会として一定の方向性を出したい。

(4) 会議録を配布し、内容を確認していただく。

(5) 第2回では、定数・報酬についてそれぞれ各自の意見について、その背景、事情も含めて5分ないし10分程度、延びてもよいので報告をしていただく。

～資料～

- 1 村上市議会構成
- 2 平成29年度決算状況(類似団体)
- 3 新潟県内20市の政務活動費等
- 4 議会改革調査研究についての検討要綱
- 5 議会改革調査研究特別委員会中間報告
- 6 議員定数・報酬の検討研修会講演内容抜粋
- 7 村上市議会議員に対する議員定数及び議員報酬に関するアンケート調査集計結果
- 8 平成30年度予算書議会費(抜粋)
- 9 市議会議員定数に関する調査結果(平成29年12月31日現在)(抜粋)
- 10 市議会議員報酬に関する調査結果(平成29年12月31日現在)(抜粋)

## 第2回 議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要

1 日 時 平成30年11月8日(木)午後1時32分~午後3時36分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

### 3 協議事項

(1) 第1回調査会の会議概要版について

(2) 会議録公開の仕方について

(3) 定数について

(4) 報酬について

(5) その他

4 出席者(5名) 山田剛志君 海田俊一君

川村卯一君 鈴木信嘉君

鈴木信之君

### 5 議会事務局職員

局長 小林政一

### 6 調査会結果等

(1) 会議概要版の作成について

各調査会の会議概要版(公開用)については、発言者ごとの詳細記録ではなく、日時・場所・出席者及び協議事項とその結果のみを載せることとし、全員からの署名をもって公開することとする。

(2) 会議録公開の仕方について

会議概要版を作成しそれを公開することとする。ただし、毎回の発言記録は、都度、各委員から確認を願い整理し確定する。

(3) 定数と報酬について

定数と報酬については、これを一括議題とし、各委員から結論を述べてもらったのち、その理由等の報告をいただいた。続いて、議論を行い、今回の第2回調査会で出された各自の意見の範囲内で一定の方向性を出すということ、更に、議論を進めた結果、次回第3回調査会において、委員会としてきちんとした数字で答申をすること、また、付帯事項については、全員の下承の得られたものは載せることとし、そうでないものは各自の意見として氏名の記載とともにこれも掲載することとした。

~資料~(第1回調査会に係る資料)

1 村上市一般行政職員の年代別平均給与月額

2 平成29年度決算歳出(議会費の構成比)について(抜粋)

3 新潟県内20市の議員一人あたり報酬及び政務活動費政務活動費等

(第2回調査会資料)

1 合併市町村基本計画登載事業の取扱いについて

2 村上市議会における議員定数と報酬のあり方に係るアンケート集計

### 第3回 議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要

1 日 時 平成30年11月29日(木)午後1時38分～午後3時37分

2 場 所 村上市役所 第1委員会室

#### 3 協議事項

(1) 第1回及び第2回の会議概要版について

(2) 定数の答申(案)について

(3) 報酬の答申(案)について

(4) 附帯意見について

4 出席者(5名) 山田剛志君 海田俊一君  
川村卯一君 鈴木信嘉君  
鈴木信之君

#### 5 議会事務局職員

局長 小林政一

#### 6 調査会結果等

(1) 第1回及び第2回の会議概要版について

資料の第1回議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要及び第2回同会議概要のとおりとして確認し、全員からの署名をもって確定した。

(2) 定数の答申(案)について

議員定数については、村上市の人口が減少している中で現行の26名から人口比として減らすこととし、全国平均(全国814市のうち、人口段階5～10万人未満の平均定数)の21名、これに村上市は面積が広いという特殊性を加味してプラス1名の22名とする。

(3) 報酬の答申(案)について

増額の意見、そして現状としては維持が望ましいという意見があり、一致した意見として、報酬については現状維持が望ましいものとする。

(4) 附帯意見について

議員定数と報酬の答申にあたって、以下を附帯意見として全員一致により付することとする。

- ・議員活動を改善していくなれば報酬を上げる余地はあり得る。
- ・議会活動・議員活動をより一層情報公開していただきたい。
- ・議会としても今後自らがどのようにあるべきか、考えを市民に向かって示していただきたい。
- ・議員個人の自己点検・自己評価を徹底し、それを公開していただきたい。

～資料～

1 第1回議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要

2 第2回議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要

## 2 村上市議会におけるあるべき議員定数の考え方

調査会における審議の経過、つまり各自が専門的立場から見た村上市議会におけるあるべき議員定数の考えかた、そして、各論点をもとにした議論と調査会としての結論を導き出した経過そのものが今後の議会での審議の指針となるものと考えことから、各調査会での意見とその理由、そして議論の経過を記載する。

### 【第2回調査会から】

まず、それぞれの委員は、各自の結論から先に、そしてその出された意見と理由をそれぞれ簡潔に記載する。

各自の結論は、定数20名が2人、定数22名、定数23名、定数26名がそれぞれ1人である。

### 《定数20名の理由》

議員定数と報酬については一緒に考えるべきものでなく個々に検討する必要がある。従って、議員定数を減らしたからその分の報酬を他の議員に配分する、増額するというような関連にはならない。

議員の定数は、議会が機能する最小限度の人数でよく、その方が議員一人ひとりの力が十分発揮しやすく、優秀な人材も揃い、活発な議会運営となり、結果的には議会の中身が市民に伝わりやすくなる。

定数について、市議会議員は全国平均で約21人。村上市と総人口の近い市を比べてみても村上市の26人は多い。単純に新発田市の人口割合の比較では16人が17人。また資料の中の先生のお話のターニングポイントは18人でもあり、それと市の人口は6万人強くらい。そこから考えると、減らさなければならないことは確実だが、しかし急激に減らした場合のリスクがあり、これらを総合的に考えた場合には20人が妥当。

議員定数は20人が妥当。その理由は全国平均が21になっているが、まず世の中の動きがどうなっているか。各市町村において、やはり財政の問題から議員定数の削減が検討課題に挙がっている。そして今後この平均値21.1は下がることが見込まれ、かつ、村上市においては人口が大きく減少している傾向にあることも考えると、この平均値21を下回るのが望ましいが、しかし大幅に下回ると、議会活動がスムーズにいかなくなる恐れがあるので、今回は6人減の20人という数字が望ましい。

この定数削減については市民が納得できるような説明が必要であり、平均値や今後の方向性など、あまり難しくなく市民にもわかりやすい説明内容をとるべき。

### 《定数22名の理由》

定数は、現在の定数26名、実員25名から若干減らして、22名程度。

理由は、あくまでも村上市議会議員である以上、従来の地区代表のような議員活動でなく、もっと村上市全体の将来ビジョンも含めて市全体を俯瞰するような形で、プロの

政治家としてやっていただきたいということ。プロの政治家としてやっていただくためには量より質であり、優秀な人に集まっていただきたい。

全国平均から見ても 26 人は多すぎ。人口 5～10 万人の市なら大体 20～21 人。ただし、村上市は市域が広いので若干増やしたとしても 22 名。

#### 《定数 23 名の理由》

定数について、市の人口はかなり減っている。急激に減っているということを考えて、議員定数を客観的に人口で割ると 23 名。

#### 《定数 26 名の理由》

定数削減ありきの検討については非常に疑問が残る。定数削減と報酬削減だけでは議会改革とは言えない。議員や議会の役割とそれを阻害している要因について、改善していくことが議会改革に求められる。

都会と地方での議員のあり方というのはおそらく違うのだろうと考える。違いがあってもいいということで考えている。議員はやはり地域に密着して、多様な民意をくみ上げる。そのための議員の数はある程度は必要。また、他市町村と比較することはあまり意味がない。地方自治の本旨は、住民の意志を反映した政治が行われることにあり、議会は行政に対しての住民意思を反映させる場所でなければならない。その中でこの定数削減論は、地方議会は無駄という風潮に押し流され、定数削減で経費削減できるとの思いだけで話し合われているように考える。

現在市議会議員は 26 名、欠員が 1 名いるが、旧自治体からの選出状態については、山北地区 4 名、朝日地区 5 名、神林地区 4 名、荒川地区 4 名、村上地区 9 名となっている。平成 28 年 4 月に行われた議会選挙の資料から地区別に集計してみると投票数では村上市からは 9 名で平均得票数が 1,300 くらい。荒川が 4 名で 1,300、大体平均して 1,300 票くらいの得票数があるようである。

議員定数と人口推移ということでは、2008 年合併時が 70,019 名、議員定数が 30 名、これは特例法の関係もあって 30 だが、その後 2012 年に 4 名を削減して 26 名、2018 年現在が 26 名となっている。また、村上地区の高齢化の状況であるが、地区ごとに大きな違いがある。

一方で、人口で議員定数を考察した場合、2012 年から人口割合で削減していくと、今年 2018 年であれば 23 名という数字になると考えられるが、2020 年で 57,000 名で 22 名、その後は、4 年ごとに 2 名ずつの定員削減という割合で減らしていかねばならないというような状況になっていく。

しかし、高齢化、人口減が早いスピードで進む地区への配慮や議員が地区の意見を拾い上げるという役割などの意味合いを広く考え、その上で市政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮して現在の議員数、地区バランスがとれていると考える。また広

大な面積の農村部と海岸部、市街地をかかえる村上市では多様な方々が議員として地域の声を拾い上げていると考える。

確かに平成 28 年の選挙結果だけを見ると、仮に議員定数を 4 名削減した場合、地域バランスもほとんど崩れないような状況にはあるが、ただし人口減となって議員や議会の仕事量が減るわけではなく、地方行政改革などでむしろ仕事量は増えていくというような状況は考えられる。今後、人口減に伴う議員数削減により、議会の弱体化や不要論などが進めば地方自治の根幹を揺るがしかねないこととなる。また、議員を 1 名 2 名削減したところで、歳出における議会費の構成比は 6 % でそのうち議員報酬は 7 割という現状では、財政支出の削減率としては小さい。むしろ地方交付税措置などでマイナスの要因も大きいかと考える。

以上のことから、合併 10 年を迎えたが旧市町村の垣根がなくなっていない状態と地域に寄り添う議員ということで、定数は第二次総合計画の終了後にもう一度検討していくこととして、現状では 26 名が望ましい。

#### 【これまでの意見集約】

ここまでの各自の意見では、例えば市議会議員はどうあるべきか、プロなのか、それとも兼業でいいのか。あとは地域代表なのか、それとも全体の代表なのかというところが非常にそれぞれ思い浮かべている市議会議員像がある程度違っていたため、結論としているような意見が出るかと思われたが、意外と意見が異ならなかったものである。

定数については 20 名から 23 名、ひとりが 26 名だったが、それぞれ思い浮かべている市議会議員像が違えども、結論的にはあまり変わらないということであり、現状よりも減らず、現状が上限であるという点は一致していた。

以降、各自の意見を受けての議論を進めたが、それぞれ思い浮かべている市議会議員像がある程度違っているということで、先ず、議会として市議会議員にこれから何を求めていくのか、その議論をすることによって市民の意識というものは変わっていくし、定数・報酬を検討する意味が初めてそこに生まれてくるのではないかという意見があった。

また、議員としての優秀さとはということで、二元代表制では市長は執行部として広くいろいろなことを考え主導、統制していく、一方で、市議会議員が住民の意向をある程度取り入れた中で話し合いが行われる。その意見を吸い出せる人間がおそらく政治家としては優秀な人間かと思う。そういう方が報酬だけを目的として選挙に出るとは思われない。ある程度の人間の数があったほうがいろいろな意見が吸い上げられ、それが行政への意見として生きていくという考え方である。ある程度の人間がいろんな地域から出てこられることが必要であるのであえて定数は現状でいいという意見があった。

ここで、それぞれの定数の理由の再確認を行い、その上でさらに議論を進めた。

定数 20 名の理由は、新発田市や近隣との比較、人口減少も加味すると 18 名という意見も出ているが、総合的に判断すると 20 名。ただし、26 名から 18 名にいきなり落と

した場合、急激な変化により弊害が出るなど、様々なリスクを考えた場合、今下げられる限度が 20 名。

同じく、20 名の理由として、議会で議論することを考えると、わかり易いほうがいいこと。全国平均を参考にして、今後の方向性と、財政の健全化のために支出を減らしていくという世の中の動きを加味すれば 20 名。これは、まず、村上市の人口で全国平均で見ると 21 名。そして今後の方向性として、各市町村で同じような議論が行われこの数字は確実に減っていくことが流れであること。そして、もうひとつは村上市の人口も減っていくという流れ。この 2 つの流れを考えると、21 から 1 つ減らした 20 に結論を持っていくのがいいということ。

定数 22 の理由は、20 人でも構わなが、ただ、人口 5 万から 10 万の他市では大体 21 人くらい。しかし、村上市は市域が広いのでもう一人くらい増えて 22 人でもよいのではということ。

定数は 26 名の理由は、各旧町村の中での割合がこのくらいだったということ。各町村が昭和 30 年の大合併の時の前の旧町村、その人数であれば大体今の現状が合っている。昭和 30 年の合併前の旧村に 1 名くらいの人が出て来る方が、村上市の議会としていろいろな意見を吸い上げられるのではということで 26 名。

以上、大体共通しているのが人口も減っていて、全国的な風潮からしても、行政改革とか財政の面から見て、減らす方向にはあるという点は 4 名のうち 3 名が一致していた。

ここで出された論点として、「あまりに減らしたときのリスク」について、これが 20 名とか 18 名のときのリスクというのがあったので、その点を少し本当にどういうリスクなのか議論いただいた。

#### 【大きな定数削減のリスク】

それが実際発生するのかわからないが、現実的に市民が思っている市議会議員に願う趣旨というか、期待している期待感というのがある。

議員には村上市全体を考えてもらいたい。一方ではやはり地域によっては、地元のことを考えていただく議員がなければだめだというような意見もあり、ある以上はやはりフォローをしてやらなければいけない。その場合に、いきなり 8 名も減少させた場合に、そういう意見がやはり届かなくなってくる可能性も無きにしも非ずかと考える。

やはりいきなり 18 名まで下げるのではなくて、そういうことも考えながら余裕を持った 20 名。ということで、議員には市議会議員として市全体として見ていただきたいという理想はあるけれども、地域代表という面も否定は出来ないということ。そうすると、その点で地域代表の面で何名かを配慮して 20 名ということ。

さらにもう一つの論点として、委員会の構成人数から見てどうかという点について意見をいただいた。

#### 【委員会構成からみた定数の根拠】

今3つの常任委員会ということ、これが最低限機能するためには1委員会大体6名くらい。そうすると6×3で18、プラス議長ということになると大体今まで議論してきたように20名くらいが一番最低かということも、根拠としては出てくる。

この時点で、調査会としての一つの結論を得る方法としては、平均値をとっていくという方法もあるわけであるが、その場合について述べてみる。

#### 【平均を案とした場合の定数】

定数は減らすという方向が平均を取ると多い。また、議員アンケートでも減らすのはやむを得ないと言っているので、その中で減らすと24か23、22名ということである。

#### 【平均を取った場合の懸念】

そこで、ひとつ懸念されるのは、逆に平均を取ってしまうとメッセージ性としてどうかということである。それでは落としどころとしてはいいかもしれないがメッセージ性に欠けるので、仮に平均を取る場合についても、やはり議論を尽くして結論を得るべきである。

ここまでが、定数についての第2回調査会での検討経過であるが、次回、第3回目で、この委員会として結論としてきちんとした数字でメッセージ性を込めて答申をすること。そして附帯事項については、各自から出してもらい、全員の上承が得られたものについては附帯事項として付ける。全員の上承がないものについては、各自の意見としてこれも載せるということの確認と上承を取り、次回、第3回調査会（最終）に臨んでいったものである。

### 【第3回調査会（最終）から】

最終的な議論をいただくということで、まずは各自の意見結果と簡単な理由を再度、述べていただくことから進めていった。

#### 《定数 20 名》

根拠は最低限 16 名あれば足りるという考えもあるが、あまりに急激に減らした場合の弊害も考えて、今回は 20 名が妥当と考える。

また、全国と同じ規模の市の議員定数が現在、平均値で 21。今後各市で議員定数の削減の議論が進んでいくと考えられるので、この数字は今後減少すると見込まれること。村上市においては、人口が年々減少しているという現状を考えると、この 2 つの点から 21 から 1 減らして 20 くらいが妥当と考える。もうひとつ、常任委員会が 3 つある。ひとつの委員会に 6 人ずつ必要だということで、3 つの委員会に 6 人ずつとして議員は 18 人になる。その他に議長副議長を考えれば 20 という数字が議会を運営していく上での必要数と考える。それ以下にもっていくのは望ましくないということから 20 という数字と言える。

#### 《定数 22 名》

理由としては、今現時点の村上市の人口からみて 22。21 人くらいが妥当なところではあるが、ただ市域が広いために一人くらい増やしてもいいということで 22 という数字。

#### 《定数 23 名》

人口比から、合併後どのくらい人口が減少したのかというと 8 % 程度。これを考えると 23 名である。

また、常任委員会の委員の数を考えていくと、3 委員会 × 7 人で 21、プラス議長副議長で 23 ということで 23 名。

#### 《定数 26 名》

理由は村上市はまだ合併して 10 年。まだ一枚岩にはなっていないという思いもあり、地域の代表者という意味合いも含めて、まだまだ支えてもらったほうがいいということで現状維持の 26 名。

ここで、一番多い 26 名と一番少ない 20 名について、異なる相手の意見について考えを述べていただき、議論を進めたものが以下の記載である。。

### 【26 名でなくて 20 名。26 名は多過ぎるという点について】

26 名の意見に対しては、あまり比較検討はしたくないが、他の市町村と人口比で比べた場合にはやはり 26 というのは多過ぎるというデータは出ており、新発田市と比べれば 16、17 人くらいが妥当。先回も 18 名という先生の話もあったが、やはり 26 名というのは多過ぎるということであった。ここで、26 人を減らす必要性、20 人にする必要性とは何かということについての確認の意見があり、確かに人口比、全国平均のデータから見れば、多いということではあるが、しかし、逆に 26 人を減らす必要性とは何か。20 人

にする必要性がどこにあるのかということが問題であり、財政だけの問題なのか、20人に減らすという意味合いは何か、どこにおいて減らさなければならないのかとのことであったが、これについては、まず、日本全体として財政的に非常に厳しい状態であり、財政支出の削減は国・地方公共団体を問わず喫緊の課題であること。すると、削減のできる場所は削減をしていくというのが方向性として望まれており、議会の構成上これ以上定数を削減するのは難しいとか、村上市の現状を考えて議員定数は今の数字が妥当なのだから削減すべきではないという積極的な議論があって削減しないというのはひとつの考え方であるが、方向性としては、財政上の問題と国民感情から、そして税金が高くなっていくことを考えると、削減の方向性で考えるべきであるとのことであった。

また、26という数字について、地域代表とのことで意見があったが、基本的にそれは全く意味がないと考える。やはり議員は村上市全体のために働いていただきたいということなので、そこからみたら26名という数字がそもそも根拠のある数字だとは思えない。村上市全体のために将来ビジョンも考慮して働いていただきたいと議員の方々には思っているので、地域代表ということだけでなく、困りごとを市のほうに届けるような役割は、例えば区長さんでも結構だし、他のの方々をお願いして、議員にそのような細かなことをやっていただきたいとは全く考えていない。村上市全体のために働いていただきたい。財政の問題もあるので、そもそも26という数字が根拠あるとは思っていないということであった。さらに、議員アンケートの中で、合併を機に従来の地域代表というふうな考え方の数ではなく、村上市全体の活動というふうに切り替えると、変えていいという意見がある。その考え方が合併後のものとして議員の中にもある程度は定着してきている。そうした場合に、果たして本当にそれだけの人数がいるのかと。であれば最低限度の人数で構わないのではないかと。そして地域代表という面は別な方法でフォローしていくような時代になっているのではと考える。結局、今までの議員の役割が若干変わってきつつあると考えるもので、そうした場合に、やはり26名は多過ぎるとのこと。

逆に、定数を減らすことへの反論としては、議員は結局、国会議員であれ何であれ、地域から出て地域のことを話されて、その中で、全体を当然見る。村上市全体のことを見ながらだが、地域のことも見ているはずである。そこでいろんな地域の声を拾い上げるという部分では、国会議員も、新潟県から選出された国会議員が新潟県のために仕事をしたとすれば、誰もがそれを認めるでしょうし、目に見える部分と見えない部分があるとして、そういう部分ではやはり地域ということがあって、初めてその議員の価値が出てくる部分もあるのではという考えもある。当然、村上市全体を見るのが市議会議員であるので、そのことは議会の中でいろんな話し合いがされていって構構だと思し、そういう中で、やはりこの地域の中に26人というのは適当な数字なのかと言われるが、またその部分ではいろんな考え方がある。それ以上の議論をしてもおそらく言われるとおり、20人が適当だと言われるとそういう部分はあるが、感情的な部分も若干あることは確かである。また、地域の代表については区長さんがいるのでその方々からとの意見だが、地域は

皆さんが思うよりももっと疲弊していて、地区によっては本当に区長のなり手が無くて、1か月ごとに代わっている集落もある。そういう部分でやはり議員の数というのはある程度は必要と考える。確かに全国の例と比べて26名は多いというのはわかるが、やはりこの地域の中にはそれだけの数は必要ではないかと考える。今後も26人が適当かと言われると確信はないが、ある程度の数は必要だろうと考えている。関川村では10名になっている。そうしたときにやはり議員の中には早急に減らしすぎたのではとのご意見もあったようなので、その辺を含めて、まだ総合計画の第二次が今できたばかりの中でもう少し議員の方々いろいろなことを、いろいろな方向から議論していただく必要性があるということで少し多めの26人ということであるとのことであった。

ここで、【人口減と市域の広さ、旧々村からの地域代表という点についての確認】を行った。

定数26ということは、人口は減っているが市域は変わらないということなので、面積が変わらない以上26人を維持ということかということについては、とりあえずは、今のところということであり、ただ、減らしてしまえば増やすことは出来なくなると考えるので、今時点で26名をある程度維持したほうが良いという考えであり、前回述べた通り、地域代表という言い方をしたが、旧々村に一人ずつくらいの間割が必要かという考えであった。また、人口が減っても同じ人数が必要なのかということについては、それがどこまで減らしたらいいかという思いはあるが、ただ小さな自治体では全員で総会というような話のところも出ているので、そこまでいったら村上市もとんでもないことになるが、減ったからといってどんどん減らしていくという考え方には賛成はできないということ。

さらに、村上市の人口が減ることよりも、村上市の旧市町村の数及び地域の数が変わらなければ26人を維持ということかということについては、26人を維持という考え方がある程度とっていくとしても、そのうちに地域によっては集落がなくなったり、少なくなってしまうのでそのときになればまた減らさなければならない部分もあるだろう。市民感情等を考えれば減らさなくてはならないかという思いもある。しかし、26人を20人まで減らすというのはちょっと納得できない。感情的にはできないものであるとのことであった。

仮に、地域代表の観点も重視をして議員活動をしてくれという、これは村上市全体とはいえ地域を忘れてもいいと思っている方はいないと思うので、その点も重視してということの附帯意見として入れる、もしくは全員の賛成が得られなければ、これは個人の意見としても入れるということで、ある程度減らすということは、これは先ほどの話だと考える余地はあるかということでさらに議論を進めていった。

### 【定数の意見集約1】

そこで、あとは何らかの合理的な理由である程度26よりは減らすということになるかどうかということであるが、一方で、20というぎりぎりというところまでするかどうかということを見ると20が2人、あとはそれよりは若干多いということだが、要するに六、三18足す2である。それで20名。しかし、18たす2で20だと何らかで欠けた場合は、19になってしまったり、18になってしまったりで最低限まで満たさないということにならないかとのことで議論を進めていった。

### 【論点：委員会構成について】

前回、3委員会ですら6人ずつで18人との意見が出ていたが、それは確定なのかということについては、委員長を除いて最低限、採決をするときにある程度の人数が必要であると、すると委員長除いて3名では少ないかということで、委員長除いて5名で一人休んでも4名くらいは確保したいというのはおそらくその根拠かと。

今3委員会の定足数ということを見ると、今8名のところを2名ずつ減らして、6・6・6にすると、あとは議長副議長。もしくは、7・7・7ということであとは議長副議長ということで23名。その間が、22名という形になる。

### 【論点：議会・議員の機能について】

市議会議員の業務は、市長が行う行政に対するチェック機能。市議会で予算を審議し、決算を審議し、それをチェックする機能が議会だということを見ると、そのチェックをするために必要な人員というのはやはり確保すべき。一方で余分な人員はいらないということから議論するのもひとつの考え方である。するとおのずと数字というのは出てくるのでないか。もうひとつ言えることは、市の財政には限りがあるわけで、その限られた資金をどこに使うか。たくさん議員に報酬を払っていい仕事をしてもらうのもひとつの考え方。一方でそこは減らして、もっと学校にお金をかけようとか、もっと保育園にお金をかけようとか、別なところにお金をかけるという考え方もある。限られたお金をどう配分していくかということ考えたときに、議員を減らすのもひとつの考え方になる。

1つの委員会に6人が妥当だということであれば3つで18、それに議長と副議長を足して20、これより少なくするのは好ましくないということから下限が20になる。それと全国平均の数字について私たちは参考にすべきであると考え。全国平均からいくと、村上市の人口から考えて議員定数は21ということになる。その平均値を考えれば21とか20という数字を結論にするのがひとつの考え方である。

### 【論点：政策立案の機能について】

議会としては行政のチェック機能が一番大きなところのことだが、もうひとつそこに提案して、政策立案する部分というのは当然必要である。職員がいろいろな提案して、そ

の中でまた市長がいろんな提案をしながら行政をやっているわけだが、そのすべてが市民目線かと言われるとそれは違っている部分があると思う。その中でやはりいろいろな方向から見れる議員を育てることも必要だし、それからある程度の数があって委員会の中でも6人であればそこに委員長副委員長、あと4人しか委員がいないわけだから、その中でその数で足りるのか、足りないのかというのが非常に疑問。専門的に本当にプロが見てチェックができるのであればまた違うのだろうが、素人の議員の中でそういうチェックが本当に可能かというのがあり、やはりある程度、数があって初めてチェックできるのではないか。それが一委員会に6人なのか最低限度8人になるとどうなるのかわからないが、委員は7人くらいの数は必要と考える。

チェック機能だけでなく、議員による提案、政策提言という機能についても重要だとすると、その辺でやはりある程度議員の数が必要だということである。

#### 【論点：委員会の必要性について】

委員会の定数がすべてではないが、逆に言うところのこのくらいの規模の市で出される、市役所から出てくる議案というのは専門的にいくつの委員会があればそれぞれの市議会議員がある程度の専門性をもって審議できるのかと。それで委員会の数というのが3つくらいにおそらく伝統的になってきたとすれば、そうすると、やはり大きくなればなるほど委員会の数が増えるということは、それだけその出てくる議案も専門的になるので、するとそこでやるには、やはりはじめてこれから勉強するというよりは、ずっとその委員会にいて、それである程度その委員会に関連する議案についての専門知識があると、それで今年の議案については、予算案についてはどうかというふうなことを、やはり専門的に議論・検討するという意味で委員会というのは必要なのではないか。

#### 【定数の意見集約2】

ここで、今の定数26よりは多少減らすべきだということは全体の流れの中で一致しているところであり、それが例えば何人になるかということでも議論しており、一番少ないのは20名、そこで一番定数の多い意見について、それは減らすということでも何名というのが示せるかについては、各地域から1人ずつ減らしても22まではある程度、納得というか妥協できるかという部分はある。最低で23くらいでいいかなと思ってはいるが減らすということの根拠は何もない。やはり本来であれば、せめて24という考え方であるとのことであり、人口は減っているのに、2減はやむを得ない。だけれどもそれ以上本質的なところで減らすというのは賛成できてはいないが、ただ皆さんの一致の中で、今回はということであればとのことであった。

また、20名については、委員会の定数という話はあとから出てきた話。その前に実は各人数を言っている。人数を言っている中であとから議会活動、委員会活動からするとという話が、理由づけの中で出てきた話で、最終的に答申するときに理由として付け加えるのは

あったほうがいいと考えるが、その前に、なぜ何人にするかのとの結論の理由のところには別な理由を記載すべきであり、理由としては、世の中の流れの中で財政支出を減らしていくという観点から、世の中全体が議員の数を減少させていく方向にあるということを踏まえて、村上市において、他の市町村と比較した時に平均値が 21、そこから、各市町村がさらに定数を減らしていくことが予想されるし、また、人口も減っていくだろうということからすると、20 という数字が妥当と考えられる。その 20 という数字は、委員会構成から見ても妥当な数字であると考えられるとのことであった。

ここまでの意見では、定数は少な過ぎてもいけないし、現状維持はいけないというところで大体このくらいで、財政及び他の市町村との比較でこのくらいがどうだろうということ、はっきりとした客観的な根拠というよりは、やはりこのくらい減らすべきだということ、各自が意見を述べているというのが共通の傾向かと考えられたが、ただ、確かに後づけの議論からということではあるが、やはり常任委員会というのは3つで、そこで専門的に市長から出されてきた議案をチェックするということからの定数という方向性が、ある程度必要という見解がある程度支持を得た。

### 【定数の意見集約 3】

そこで、具体的に、やはりぎりぎりまで減らすのか、減らすけれどもある程度にするのかについて以下の意見の後、それぞれの考えで議論をいただいた。

当市議会議員アンケートの中では、19 人の中で圧倒的に 10 人が 22 名を支持している。このようなアンケート結果で、悩んでいるからわれわれに諮問された。ということは、やはり 22 名でも多いかなと思っている人がいることは確かである。だから我々がどちらを選択するかである。22 名であれば、議員が出している答えである。この調査会には決定権はなく、あくまでも議会に対してあるべき姿を述べれば良いのであり、理論的にこうあるべきだという理論値でいくべきと考えるという意見。

そして、議会がなくなったら誰もチェックする機能が働かないので、大変失礼な言い方をすると、村上市役所がある意味やりたい放題してもチェック機能がないということ。すると、民主主義の制度としてあるべき姿に近づけていくためには、やはり議会ということが必要なのであれば、当然この議員というポストは必要で、それで必要以上に市民目線とか選挙目線とかいうことを考えるということであれば、ここでは理論値を出してある程度のことなので、全員一致で何名が望ましいということを理論的に出して、あとはそれぞれの附帯意見で全員が賛成した附帯意見はこれこれ、全員一致ではないが個人で出した意見はこれこれという答申をすればいいと考えるという意見、以上を踏まえての各自の意見を述べていただいた。

### 《定数 20 名》

裏づけは全国平均の 21 名、それと毎年 1,000 人減っていることを考えれば、1 名削減の 20 名。同じく理由として、世の中の方向性が議員定数を削減していく方向性に

あるので、村上市もその議員定数削減という流れでいくべき。世の中の流れが間違っているのであれば、ここで歯止めをかけるのもひとつの考え方だが、流れは間違っていないと考えるので、この方向性で良い。

#### 《定数 22 名》

流れと言われると、確かに国会議員は定数削減という流れで動いているということ、国の流れとしてはそうである。その辺を言われると、それしかないかなというところはある。問題は削減の幅である。もうひとつはそこに全国平均をとる必要はあるかということ。やはり村上市は村上市としてこれだけの必要性があるんだとなれば、それは、議員は 26 名でも 30 名でもいいはずなので、そういう部分で全国平均をとって、それから人口減っているから減らすという必要性はないのではないかと考える。全国平均が 21 名なら 21 名で、今減っているからもっと減らせというのはちょっと乱暴すぎる。

話が少し戻ってしまうが、委員会の件が離れてしまったので、3つの委員会の中でいろいろな話し合いをする人間が必要だとなれば、やはり各委員会に 7 名か 8 名は必要だろうという考え方である。7 名なら 21、プラス 1 議長で 22 名。

また、全国平均で 21 という数字が出てきているが、全国平均ということはやはりある程度合理性があると考ええる。全国からみたということで、各自納得してこの数字を出しているのであろうから、全くあながち全然根拠のない数字でもなんでもなく、これは根拠があるものだと考える。そこで、全国の市の平均を見ると 21 ということであれば、それは合理性があるからその数字に落ち着いている考えるので 21 名でいい。

ただ、若干、村上市の場合は市域が広いということもあるので 1 名プラスということで 22 名ということ。

#### 【定数の意見集約 4】

最終的な意見の集約ということで、定数 20 名か、もしくは 22 名かというところで議論をいただくこととするが、ただ、委員会の人数からすると、三、七 21 プラス 1 で 22 名。6 だと 18 でプラス議長副議長で 20 名。端的に言うと全国平均が 21 として、そこよりも村上市は下でいいのか、それより 1 人多いほうがいいのかという事について議論をいただいたが、先取りが必要であるとのことから、これから先も今の勢いで村上市の人口が減るだろう。全国平均よりも早く減っていくのだから、それよりも早く減らして行政改革を進めて、財政改革も進めるべきだという意見と、全国平均といっても結構各市ばらばらで合理性があるかないかと言われれば、全く合理性はないと考えている。市によって全部違うので。ただ、全体的に何かしらの基準を持たないといけないので平均ただけの話で、抱えている地域によって全然違う。そういう部分で考えても別に全国平均 21 から減らす必要性はないと考えるとの意見があった。

そこで、全国平均の 21 では村上市はかなり広いので 22 名でもいいということで、22 名の意見と 20 名の意見が同数となった。

ここで、もう一つ以下の意見を加えることとした。

議員には応分として一生懸命働いてほしいと思っていて、すると先ほどの意見の中で気になったのは先取りということ。先取りするとなると、ゼロが一番先取りなのか、減らすのが一番先取りなのかというところ、そこはそうではないのだろうと考える。それで、村上市が広いという要件がある。やはり村上市の特殊性ということを見比べると面積がものすごく広いということがあるので、22名のほうが妥当だろうと考える。また、根拠として、7かける3プラス1ということで各委員会が7名プラス1、そうすると、たとえ1名減っても6名で最低、委員会は機能するかということであり、22名が望ましいのではないかと考える。

以上のことから、前回第2回調査会での全員の了承で定数は全会一致でこれを出すということであったので、そこは座長として一任されたので22名とすることとした。

#### 【定数の意見集約5：結論】

我々5名は、真摯な議論を経て、市民及び議会への責任から、議員定数は22名とするという具体的な結論に至った。

この根拠は、まず人口比として人口が減少しているので定数を減らす。人口と同じくらい減らすという事だ。これだと21名になるので、1名については、村上市の広いという特殊性を入れて、全国平均にプラス1ということで22名ということとする。各委員会構成は、理由づけの後半で、こういう観点からも22名が望ましいということにつけ加えて記載することとする。

以上により、当調査会は、議員定数は22名を答申として決定した。

### 3 村上市議会の議員定数のあり方について

議員定数 22 名

#### 理 由

議員定数については、村上市の人口が減少している中で現行の26名から人口比として減らすこととし、全国平均（全国814市のうち、人口段階5～10万人未満の平均定数）の21名、これに村上市は面積が広いという特殊性を加味してプラス1名の22名とする。

そうした場合の常任委員会の構成は、現状の3常任委員会として1委員会7名で、これに議長1名を加え、定数22名と考えられる。

#### 4 村上市議会におけるあるべき議員報酬の考え方

議員定数と同じく、各調査会での意見とその理由、そして議論の経過を記載する。

##### 【第2回調査会から】

まず、各自の結論から先に、そしてその出された意見と理由をそれぞれ簡潔に記載する。

各自の最初の意見は、現状維持が3人、増額として32万円、35万円がそれぞれ1人であった。

##### 《報酬現状維持の理由》

報酬については、手元の資料では、報酬が安いので若い人にとって魅力がなく立候補する人がいないとか、今の報酬では議会活動に専念できないという意見を主張するには非常に根拠に乏しい。子育て出来ないからというふうな意見も、少なくとも議員の中から出てないと推定せざるを得ない。そのような根拠で活性化が出来ないのであれば、もっと他のところに活性化を求めるべきでないかと考える。

それから、兼業を認めたり、かつ議員としての拘束時間も加味し、また市の職員給与で20歳代から40歳代くらいと比較して考えてみると、現段階では定数は減らしても議員報酬は現状どおりが望ましいと考える。

現在は社会意識も大きく変化しているので、従来の地区を代表する内容についてはなるべく区長さんをお願いするという前提のもとで、市全体を広い視点で捉え、しっかり提言する議員が必要であると考えます。

現在の市議会には、20代30代の議員が一人もおらず、40代がただ一人。若い議員がいない中で若い議員の立候補と議会の活性化をどのような方法で促していくのか。これもやはり議会で真剣に検討すべきと考えます。

また、報酬を検討する際には、政務活動費もやはり一緒に検討すべきである。今の政務活動費の用途は少し疑問があり、検討すべきところがあるのではないかと考える。これらのことをきちんと議論をしてから、その議員定数・報酬を決めたほうが良いと考える。

報酬については据え置きが結論である。理由は市民から見てどうかという市民目線である。実は全国の平均値から見ると、村上の市議会議員の報酬はすごく安いというのは調査結果から見てわかる。非常に低い状況なので上げるのがある意味、妥当なのかということも考えられる。しかし、一方で市民目線から見たときに、議員の活動している時間と報酬を考えたときに高いという判断をされるのでないか。

市議会議員のアンケートでは、7人は現在の報酬が適当であると回答。全議員の3分の1にもならないが、適当だと考えている人が7人もいるということが、現議員が自らの報酬をどう捉えているかということで、一つ傾聴に値すると考える。

また、なかなかプロの政治家にお願いするというのは難しいとすれば、議員は兼業でやってもらうという方向性を考えてもいいのではないが、そのためには議会を土日で開催する等、兼業議員が議員として活動しやすいような議会の改革を今後していくことが望ましいと考える。兼業であれば今の報酬を据え置いてもいいのではないか。20代30代の方が何か仕事をやりながら議員活動もするのであれば、この報酬でも十分やっていけるのではというのが考え方としてある。

兼業化の方向性をとるのであれば、そして土日開催というようなことを考えるのであれば報酬は据え置きという結論もあるという考えである。

議員報酬については、一般議員については基本的な定例会4回、85日程度だが、完全に拘束されている日数はその半分程度と考えて40日程度。その中で兼業ということでも報酬が入っているわけなので、収入を得ていることと現在の報酬額が431万円、共済金を含めると565万円くらいの金額になっているかと思うが、村上市の職員の40代の平均とほぼ同じとなっていることなどを考慮すると、40代であれば子育て中の職員と同じような考え方であれば、今の報酬で適正と考えられる。

ただし、大幅な議員定数削減を行い、専業で議員活動を行ってもらうためにはやはり議員の報酬を大幅に上げる必要があるかとは考える。今後、議員活動の評価等に関して住民の意見聴取等も必要と考えるが、政治への住民意識の向上を図ることが最優先であり、それによって若い議員も育つと考えている

定数のほうはある程度、今の現状のままで推移させて、報酬はそのまま据え置きという考え方である。

#### 《増額 32 万円の理由》

報酬については、若い人にもできるだけ出てきてほしいとなればそれなりの報酬を用意するのが必然。全国平均で39万円くらい。プロの政治家としてしっかりやっていただけなら39万円でも構わないが、本市議会議員アンケートでは32～35万円くらいとする回答が多い。しかし、若い人たちに出てきてもらうには、それで十分家族を養って政治活動もできるくらいの報酬を用意しなければいけない。仕事をしてくれるのであれば39万でも40万でも構わない。しかし議員アンケートでは32～35万円の回答が多いので、市の財政全体を考えて、定数を4人減らしてその分を報酬に回すと大体32万円くらいで収まる。そうすれば財政全体としては一緒という形で市民にも説明しやすい。希望としては39万円でも一向に構わない。

#### 《増額 35 万円の理由》

報酬については、普通に20代30代40代の人が、議員専業で暮らせる報酬というものを保証しなければならないと考えると、村上市の物価等をいろいろ加味しても35万円は必要かと考えた。結論は仮に専業で議員活動していく場合に、村上市で生活して

いけるということで教育費も含めて暮らせるということを考えて35万円となる。

以上の意見を最初にいただいたが、以下、論点となる意見をいただいた。

【議員の兼業制を前提条件とすること】

仮に報酬を上げて選挙で落ちたらどうなるかということが、立候補する人にとってのネックだと考えると、例えば今の生活は捨てないで兼業で議員になって村上市のために働いてもらう。そういう意欲のある方に出てもらうという方向性もあるのではないかと考える。

であれば兼業の方向を考えて、報酬についてはこのままでいいと考える。

【報酬を上げて人材を確保すること】

やはりそこまでリスクをしょって村上市のために働きたいとそういう人に出てほしい。そうであれば、現在の議員報酬は安い。やはりある程度の報酬をきちっと払わなければ優秀な人材は集まらないというのは基本である。選挙のリスクを越えて出てくるような優秀な人材に来てほしいということからいくと、報酬はある程度高くないとだめだというのが基本にある。

【行財政改革から】

報酬の部分は行政財政改革を考えれば、お金は上げるわけにはいかないだろうという考え方であって、今の状態のほうがいいということである。

【議会・議員の必要性から】

もしこれで議会が無くなったときは、誰も市が作った予算案にチェックもせず、そのまま執行されてしまう。そういうことのリスクがある。

あえて言うのであれば議員の仕事をどうしたいのか。つまりどれだけ議員立法ないし、議員の提案で、実際議会を通じて政策を実現したのか、そういうところがどのくらいあるので最終的に報酬はこのくらい上げてもいいだろうというのが本筋ではないかと考える。

したがって議員の生活がどうというよりも、議会というのはなぜ地方自治法で認められていて、市議会がないと困るのかというところを考えると、もし議会が無くなった場合、市民にどういう影響があるのか、そして市民の声が全く無くなって、全て市長の専決で進めていってしまう。おそらくこのようなリスクが非常に高いので、誰かやはり何事もチェックする、その人が必要だということが一番大事なことではないかと考える。

それにはある程度のコストがかかり、なおかつその人が専業でやりたいと思っても最低限の生活を営めるくらいは保障して、そこから先はそれぞれの議員の生活なので、兼業であれプロであれそれはその人の能力に任せていいのではないかと考える。ただ、実際に市民としては、これだけ財政を使っている以上はどういう活動をして、この活動をするためには何人必要で、そのためにどのくらいの保障ないし、どのくらいの報酬があれば何時間はその市議会に時間と労力を割けるのかというところが一番大事な話であって、一般的に我々の財布と比べてみて高いか安いとか、ほかの同規模の市の市議会と比べてみても、あまり意味がある議論にはならないのではないかと考える。

### 【これまでの意見集約】

報酬については、現状どおりというのが最低で、3人。そこから増額で32万円、35万円がそれぞれ1名ということで、現在の報酬額が最低ラインで、多少上げてもいいのではないかという意見があったということで整理をする。

以降、各自の意見を受けての議論を進める。

まず、32万円の根拠としては、一番簡潔に、議員の数を減らすので、減らした分を分ければ大体32万円に計算上なるし、議会が議論することを市民の目線で見ると、説明しやすい根拠を出さなければいけないので、総額では変わっていないというのは、ひとつの根拠になるだろうと考えるとのことであった。

これに対して、やはり、定数と報酬は別に考えるべきだという原点があって、報酬は、今上げるだけの根拠が出てこないという意見。

また、市民感覚からして、議員の報酬が妥当なのか、もしかすると高いというふうにいるかもしれない。しかし、減らすのはどうかと考える。根本的な議論が成されていないので、議員のあるべき姿、プロなのか兼業でいくのか議論がされていないので。現状維持という結論の根底にあるのは、兼業の方に出てもらっても良いのではないかという観点から報酬は現状維持であるという意見。

そこで、本当にプロとして専門でやっていただくということを前提に考えるならば報酬は上げるべきだと考える。しかし、兼業というのであれば今の報酬で十分であり、これ以上増やすことは市民の目からしてもなかなか難しいだろうということで、現状維持ということであるという意見であった。

ここまでの議論を確認すると、増やす理由はないとか、市民目線とか、あとは理解が得られるかということ、言い方は多少違うが、基本的には、外部として見たときに、今増額するべきかということ、一般市民の目線で見るときには、これは上げる理由はないというのが現状維持の意見であった。

一方で、やはりプロの政治家ということで考えると、もう一点、全体として村上市が支出する財政支出を増やさないという観点から見ると32万円がギリギリである。ただし、あり方としては、専門・プロの政治家ということも育ててほしいので、そう考えるとさらに上げるのも構わないという意見。

また、もう一つの意見は兼業か専門かは議員個人が決めることであって、仮に専門でやりたいと思った時に最低限の生活を維持できるというのはいくらかと考え、物価動向を考慮し35万円。35万円であれば年収700万円弱なので、このくらいあれば子ども1人、2人での生活、多少大学へ行くと厳しいが、それくらいの収入が得られる。ここから先は個人の才覚で、兼業であれ専門で行こうがそれは自由かということであり、専門にしても最低限の生活ができるという意味で35万円ということであった。

### 【平均を取った場合の報酬】

ここで平均を取ったとすると、報酬は現状から少し上がるということになる。報酬の現状をベースにして仮に平均を取ったとすると、やはり1万円ほど上げるということになる。

### 【平均を取った場合の懸念】

ここでひとつ懸念されるのは、逆に平均を取ってしまうとメッセージ性としてどうかということである。それでは落とすどころとしてはいいかもしれないが、メッセージ性に欠けるので、たとえば議論を尽くして現状維持にするのかどうか。

報酬は現状維持でなおかつ定数は減らすということになると、おそらく、メッセージ性としては、今以上に働かなくていいので、とりあえず人口減なのでその分減らしましょうという話になるような懸念はないかということである。

ここまでが、報酬についての第2回調査会での検討経過であるが、次回、第3回目で、この委員会として、結論としてきちんとした数字でメッセージ性を込めて答申をすること。

そして附帯事項については、各自から出してもらい、全員の了承が得られたものについては附帯事項として付ける。全員の了承がないものについては、各自の意見としてこれも載せるということの確認と了承を取り、次回、第3回調査会（最終）に臨んでいったものである。

### 【第3回調査会（最終）から】

最終的な議論をいただくということで、まずは各自の意見結果と簡単な理由を再度、述べていただくことから進めていった。

#### 《報酬は現状維持》

報酬については、現状維持。今のところ変えるべき理由が見つからない。

#### 《報酬は現状維持》

報酬については現状維持が妥当である。理由としては、市民感覚からして、議員の実働を考えたときの報酬の金額は必ずしも安いわけではないという点が挙げられる。そして、方向性としては、いわゆるプロの政治家ではなく、議員が兼業で議員をやっていく方向でもよいのではないかと、その方向性を考えるのであれば、現状維持でよいと考える。

ただし、いわゆる兼業で議員をやっていただく、議会の土日開催、夜間開催等も含めて検討していただくのであればという前提条件付きの現状維持である。

もし、プロの政治家としてより一層いい仕事をしていただきたいという考え方をとるのであれば、報酬を引き上げるべきであるという考え方を附帯意見で付けるべきである。

#### 《報酬は現状維持》

報酬については、職員の40代の給与がある程度、今の議員の報酬と同じくらいなのであれば現状でいいのではないか。そこで、現状維持ということ述べて。

《報酬は32万》

32万というのは、現在の定数が26なので4名減で、その分を割り振ると大体32万くらいになる。それは、村上市全体の財政支出ということを考えても、総額が変わらないので市民の方に説明しやすいだろうということで32万という数字を出した。現状の報酬に関しては、若干安すぎないかと考えていたので増額という方向で、数値的に32万とした。

《報酬は35万》

報酬については、プロでも生活できるということで35万円ということに述べた。

附帯意見としては、それぞれの議員に自己点検・自己評価を行っていただきたい。つまり、こういう目標設定をして、こういう活動をしたということ個人、一人一人に毎年義務づけて、それをグループとか議長から確認してもらうような仕組みを作って、どういう活動をしたのかということ、それぞれが自己点検・自己評価をしてそれを開示していただきたいというのが附帯意見で記載願いたい点である。それをしていただければプロでも兼業でもそれは構わないということを前提に、プロで生活できるのが35万円ということである。

ここで、報酬は現状維持なのか、それとも今よりもどれくらい上げるのかということであるが、これは現状維持の方が3名、上げるという方が2名だったが、現状維持か増額かの点で議論をいただいた。

現状維持を書く場合の前提条件として、あくまでも議員を兼業でやっていただくことを前提に考えた場合に現状維持であり、附帯意見としてはプロの議員としていい仕事をしていただくという考え方をとるのであれば、当然に報酬を上げるべきだという附帯意見を全員一致でつけてもらいたいとの意見。

また、報酬については、やはり市民目線から考えれば、今さら上げられないという考えで、プロというか専属でやられるとすると上げるしかないかとは考えるが、今現状では議員としてやられているし、市民目線と村上市の財政から考えても今の状態でまずお願いしたいという意見。

やはり今特に上げる理由は見当たらないと考える。あくまでも定数と報酬というのは別個に考えるべきだという根本的な考え方があるので、上げる理由が見つからない。

ただ例えば、急激に上げた場合に、そうすれば今現在もっている人の金額との整合性をどのように解釈するのか。その辺の疑問もある。例えば仮に、今までの生活レベルが低すぎたから上げるというような考え方にならざるを得ない。であれば今までの報酬の判断基準というのは何だったのかという疑問が出てくる。やはり、これから上げる理由が発生するとか、何らかの理由がなければそれは急激な報酬の値上げはする必要はないと考えてしまう。

例えば先ほど付帯意見でということであったように、今度は35万にするけども、確実にその人の活動を常に報告してくださいと。それができるのであればという前提とか、いろん

な条件が付くのであればそれはそれなりに意味があるけれども、ただ単に多少上げないというようなことでの上げ方ではよろしくないと考えるので、現状維持であるとの意見。

増額としては、議員専業でやっても生活できるレベルの報酬はある程度確保しないといけないということである。兼業というのが前提となっているわけでもなんでもないわけなので、まずは専業でやっても生活できるというレベルの報酬は確保すべきと考える。もちろん兼業するのはそれで結構だが、専業でもやるというくらいの報酬はやはり確保すべき。とすれば今27万くらい。例えば子どもさんがいるとかいろいろなことがあればなかなか厳しいだろうというのが現実的だと考えるので、若干の報酬の増額というのは当然考えなければいけないことだというのが結論との意見。

また、現在の報酬額が27万くらい。これはいつくらいに決まったか。合併時より古い。かなり長期間にわたってこの報酬でやってきたという発言があった。

#### 【報酬の意見集約1】

現状維持が3名で、先ほどと同じように多数決に近づけていくと現状維持というふうになるがということで更に意見をいただいた。

#### 【論点：定数と報酬の議論について】

報酬を上げたからといって若い人が出てくるかといったそれはわからない。市議会議員に出ようという人は何とか村上市を良くしたいという志をもって出てくる。だから報酬につられては出てこないのではないかと考えるので、そこは切り離して考えてもいい。あくまでも議員は村上市のために一肌脱ごうという気持ちで出てくるので、それと報酬はやはり切り離して考えるべきである。

#### 【論点：勧告と同様な数%増について】

一律で、例えば5万上げるとかということではなくて、職員と同じように勧告で2%とか3%とか上げるというのも難しいかどうか。

それについては、大した意味はないと考える。職員とやはり立場が違う。

#### 【論点：増額の前提条件について】

現状維持は変わらないが、もし先ほどの自己点検・自己評価ということをきちんとやっていただければ、議員報酬を上げたほうが。もう十何年も変わらないというのはいかがかと考える。やはり仕事をやった分だけ報酬をいただくと、仕事はやった分だけの報酬はいただくというのは当然であるので、先ほどの自己点検・自己評価ということできちんと仕事をやっていただければ、5万プラスで全く構わない。

以上、議論を進めてきた中で、今のまま現状維持でよろしいという方が3名で定数と同じく多数ということで決めるならば現状維持ということになるが、再度確認の意味で、大幅に報酬額を上げるということはあまり賛成が得られないようだが、例えば2%、3%とか市職員の勧告で上がる部分と同じくらいの上昇は認めるか、それともなおかつ認められないかについて伺ったところ、逆に2%でも5%でも上げる、その意味があまりないか

と考えるとのことであった。また逆に大幅な増額ということについて、大体人口5～10万人で39万円というのが平均的なところである。それに比べて村上市27万というのはあまりにも安いと思う。ただ27万円から39万円へとなればそれは市民が怒るであろうというだけのことと考えるとのことであった。

さらに、何でも市民目線という考え方でいくと、議員報酬については、議員は増額なら良いが、市民は報酬を1円でも上げられれば面白くないというのが市民目線ではないか。

それは市民目線の考え方であって、市民目線から考えて議員定数も減らした。報酬もそのままとしていても市民目線から考えてもそれでいいではないかというのがある。議員は本当にお金もかかっているだろうから、我々とは違う経費がかかっているので、当然上げてやりたい部分はあるが、我々の給料からすればそんなに安くはない。村上の市民目線ではとの意見であった。

#### 【定数の意見集約2：結論】

そこで、定数に関する結論と同じように多数ということを見ると3名の方が現状維持ということなので、調査会として何らかの方針を出すということで決定したので、調査会としては、報酬について、現状維持ということとした。

以上により、報酬については現状維持というのが望ましいということで決定した。

## 5 村上市議会の議員報酬のあり方について

議員報酬 増額の意見、そして現状としては維持が望ましいという意見があり、一致した意見として、報酬については現状維持が望ましいものとする。

## 6 答申の提出にあたっての附帯意見

今回の調査並びに答申にあたっては、調査会としてきちんとした数字で答申することとしたものであり、議論の中では、議員・議会に求める方向性等について多くの意見があった。

そこで、このことについては、意見として調査会委員全員の了承が得られたものについては議員定数と報酬の答申にあたっての附帯意見として付すこととする。

- 1 議員報酬については、議員活動を改善していくなれば報酬を上げる余地はあり得る。
- 2 今後、議会として定数・報酬を議論する前提として、議会活動・議員活動をより一層情報公開していただきたい。
- 3 議会としても今後自らがどのようにあるべきか、その考えを市民に向かって示していただきたい。
- 4 議員個人の自己点検、自己評価を徹底して行い、さらにそれを公開していただきたい。

## 7 答申書提出にあたり

今回の村上市議会を継続させていくため、また、若年層の議員選挙立候補を促進させるためには、議員定数・議員報酬はどのようにあるべきかについての検討は、議会の権能を果たすために自治法により認められた専門的事項に係る調査である知見の活用として我々に調査を依頼したものであり、本来であれば、調査を依頼された一人ひとりが各自の調査により意見を報告するという方法が一般的であるかも知れない。

しかし、今回の調査は、村上市議会議会改革調査研究特別委員会での審議の中で、専門的な知見を持つ方の意見をいただく、しかも、一人からでなく、市内の現状をしっかりと把握されている複数の方々から見ていただく。更には、市内・地域に在住でなく、県内にとどまらず離れた立場からの意見も頂きたいとのことから、我々に調査を依頼することとされたものであり、これを受けた我々が、それぞれ、異なる見解・意見を報告しあい、そして議論を深め、最後には調査会として、議員定数と報酬についてひとつの結論を導き出し、それを持って答申としたものである。

つまり、我々の見解・意見そして議論の経過としての異なる意見の集約そのものが、ひとつの市民意見の反映とも言えるものであり、なおそこに市民以外の客観性を入れたということは、今後の議会改革調査研究特別委員会での審議、そして村上市議会としての判断への大きな指針となるものと考えている。

この客観性を確保しながら市民意見を反映していくという議会の姿勢は、今後、さらに市民への説明責任を果たしていくということからも、大変、意義深いものであったと評価するものである。

最後に事務の労を執っていただいた事務局の方々に感謝の意を表するとともに、本調査会の答申が議員定数及び報酬のあり方の議論に何らかの貢献をすることを願い、その内容を公開するものである。

以上

## 資料編

- 1 村上市議会構成
- 2 平成 29 年度決算状況（類似団体）
- 3 新潟県内 20 市の政務活動費等
- 4 議会改革調査研究についての検討要綱
- 5 議会改革調査研究特別委員会中間報告
- 6 議員定数・報酬の検討研修会講演内容抜粋
- 7 村上市議会議員に対する議員定数及び議員報酬に関するアンケート調査集計結果
- 8 平成 30 年度予算書議会費（抜粋）
- 9 市議会議員定数に関する調査結果（平成 29 年 12 月 31 日現在）（抜粋）
- 10 市議会議員報酬に関する調査結果（平成 29 年 12 月 31 日現在）（抜粋）
- 11 村上市一般行政職員の年代別平均給与月額
- 12 平成 29 年度決算歳出（議会費の構成比）について（抜粋）
- 13 新潟県内 20 市の議員一人あたり報酬及び政務活動費政務活動費等
- 14 合併市町村基本計画登載事業の取扱いについて
- 15 村上市議会における議員定数と報酬のあり方に係るアンケート集計
- 16 第 1 回議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要
- 17 第 2 回議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要
- 18 第 3 回議員定数と報酬のあり方についての調査会会議概要

## 村上市議会における議員定数と議員報酬のあり方について調査会

座長	山田剛志	弁護士 成城大学大学院法学研究科教授
	海田俊一	司法書士
	川村卯一	司法書士
	鈴木信嘉	公認会計士 税理士
	鈴木信之	村上市行政改革推進委員会委員長